



SuMi TRUST年金ニュース

(平成28年4月8日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【確定給付企業年金・厚生年金基金】

確定給付企業年金法施行規則等の一部改正

本日（平成28年4月8日）、確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令が、以下のとおり公布されました。

- ・ 確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働省令第90号）

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20160408shourei.pdf>

なお、本改正につきましては、平成28年2月10日からパブリックコメントの募集手続き（[平成28年2月22日付 SuMi TRUST 年金ニュースご参照](#)）が行われており、その結果についても以下のとおり公示されました。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495150395&Mode=2>

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495150370&Mode=2>

改正の内容

No	対象制度	改正内容
1	DB	給付の現価相当額の計算の基礎となる予定利率の見直し → <u>《概要解説》</u> ご参照
2	DB・厚基	障害給付金の請求に係る添付書類の見直し
3	DB	受託保証型確定給付企業年金を実施する場合の拠出方法の見直し
4	DB	非継続基準の積立不足に伴い拠出する掛金の額及び拠出方法の変更 → <u>《概要解説》</u> ご参照
5	DB	実施事業所減少時の掛金の一括拠出額の見直し → <u>《概要解説》</u> ご参照
6	DB	手続の整理
7	DB・厚基	存続連合会への事務委託
8	DB・厚基	個人情報の保護に関する規定の整備

《概要解説》

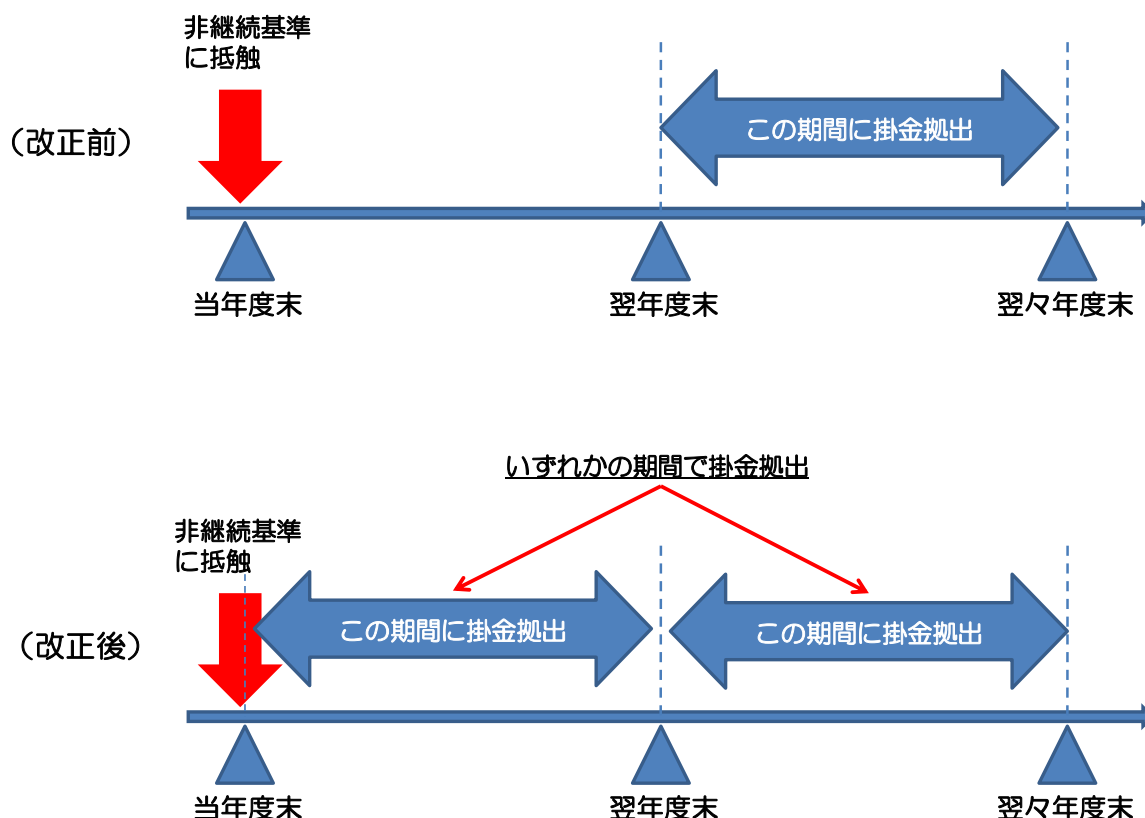
●給付の現価相当額の計算の基礎となる予定利率の見直し【DB】

No	改正前の概要	改正後の概要	改正箇所
1	<p>老齢給付金(一時金)の上限額の計算に係る予定利率は以下①②のいずれか低い率</p> <p>①前回計算基準日以降最も低い下限予定利率 ②老齢給付金の支給開始要件を満たした時の①の率</p>	<p>老齢給付金(一時金)の上限額の計算に係る予定利率は以下①～③の最も低い率</p> <p>①前回計算基準日以降最も低い下限予定利率 ②老齢給付金の支給開始要件を満たした時の①の率 ③加入資格喪失時の①の率</p>	DB法施行規則第24条の3
	<p>(解説) 老齢給付金(一時金)の上限額となる年金現価相当額に使用する予定利率の要件を緩和し、老齢給付金(一時金)の額が加入資格喪失時の一時金額以上を確保できるようにするものです。</p>		

●非継続基準の積立不足に伴い拠出する掛金の額及び拠出方法の変更①【DB】

No	改正前の概要	改正後の概要	改正箇所
4	<p>非継続基準抵触時における特例掛金(積立比率方式※)は、非継続基準に抵触した年度の翌々年度に拠出する。</p> <p>(※)DB法施行規則第58条の規定に基づく方法。以下同じ。</p>	<p>非継続基準抵触時における特例掛金(積立比率方式)は、非継続基準に抵触した事業年度末の翌年度または翌々年度に拠出する。</p> <p>※平成29年3月末決算までは、改正前の方法とすることも可</p>	DB法施行規則第58条、第59条
<p>(解説) 非継続基準抵触時における特例掛金の拠出時期は、非継続基準に抵触した年度の翌々年度しか認められておりませんでした。特例掛金(積立比率方式)について、非継続基準に抵触した年度の翌年度の拠出を可能とするものです。なお、特例掛金(回復計画方式)は、本改正の対象外です。</p>			

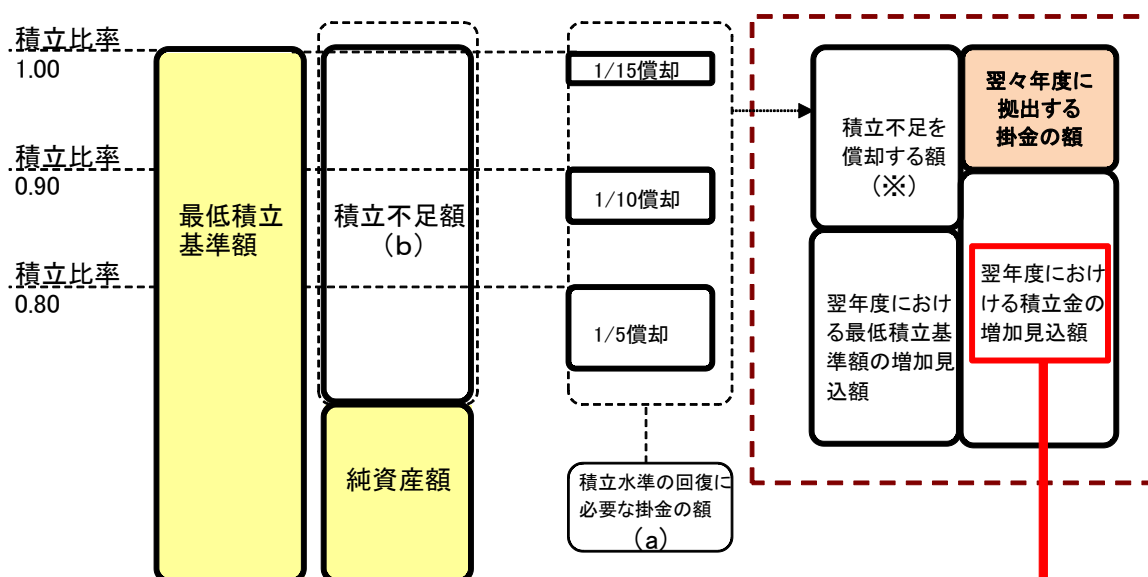
《改正内容のイメージ図》



●非継続基準の積立不足に伴い拠出する掛金の額及び拠出方法の変更②【DB】

No	改正前の概要	改正後の概要	改正箇所
4	<p>特例掛金(積立比率方式)は、以下のとおり</p> <p>《翌々年度に拠出》 積立不足を償却する額 + 翌年度の最低積立基準額の増加見込額 - 翌年度の掛金</p>	<p>特例掛金(積立比率方式)は、以下のとおり</p> <p>《翌々年度に拠出》 積立不足を償却する額 + 翌年度の最低積立基準額の増加見込額 - 積立金の増加見込額 (《改正内容のイメージ図》参照)</p> <p>《翌年度に拠出》 積立不足を償却する額</p> <p>※平成29年3月末決算までは、改正前の方法とすることも可</p>	DB法施行規則第58条、第59条
<p>(解説) 翌々年度に拠出する特例掛金(積立比率方式)の算定式において、積立金の増加見込には掛金のみしか考慮されていなかったものを、給付による積立金の減少や運用収益による積立金の増加も含め見込むこととされました。 また、翌年度に拠出する特例掛金(積立比率方式)は、積立不足を償却する額と定まりました。</p>			

《改正内容のイメージ図》



(※) (a)以上(b)以下で規約で定める額

(改正前)掛金収入による積立金の増加のみを見込む

(改正後)掛金収入による積立金の増加に加え、給付による資産の減少や運用収益による積立金の増加も見込む

●実施事業所減少時の掛金の一括拠出額の見直し【DB】

No	改正前の概要	改正後の概要	改正箇所
5	<p>実施事業所の減少に係る掛金の一括拠出額の計算方法は、下記①～⑤の方法。</p> <p>①特別掛金収入現価を基に計算する方法 ②特別掛金収入現価にその他の不足額(繰越不足金など)を加算した額を基に計算する方法 ③非継続基準上の積立不足額を基に計算する方法 ④①と③のいずれか大きい額とする方法 ⑤①>③の場合は②の額、①<③の場合は③の額とする方法</p>	<p>実施事業所の減少に係る掛金の一括拠出額の計算方法は、下記①～⑤(※)の方法。</p> <p>①特別掛金収入現価を基に計算する方法 ②特別掛金収入現価にその他の不足額(繰越不足金など)を加算した額を基に計算する方法 ③非継続基準上の積立不足額を基に計算する方法 ④①と③のいずれか大きい額とする方法 ⑤②と③のいずれか大きい額とする方法</p> <p>※ 施行日(平成28年4月8日)前に規約の承認(認可)をうけている場合は、当分の間、改正前の⑤(①>③の場合は②の額、①<③の場合は③の額とする方法)を用いることが可能</p>	DB法施行規則第88条の2
	<p>(解説) 「①<③(非継続基準上の積立不足額)<②(継続基準上の積立不足額)」となるケースにおいて、改正前の⑤の方法では、②(継続基準上の積立不足額)の額の方が大きいにもかかわらず、③(非継続基準上の積立不足額)の額が一括拠出額となる設定でしたが、改正後の⑤の方法によって、②の額を一括拠出額とすることが可能となりました。</p>		

施行日

平成28年4月8日

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等ございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-6256-3595